

定款等の変更認可申請の際の必要書類一覧

- | | |
|------------------------------------|------------------|
| 1. 役員定数の変更、会計年度の変更、医療法改正対応 | 5. 介護老人保健施設の開設 |
| 2. 診療所(病院、附帯業務事業所)の移転 | 6. 訪問看護ステーションの開設 |
| 3. 診療所(病院、附帯業務事業所)の増設 | 7. その他の附帯業務の開始 |
| 4. 診療所(病院、附帯業務事業所)の廃止、診療所(法人)名称の変更 | |

※ 上記の各番号が、下の表の番号に対応します。

必要書類	押印	様式 番号	該当 ページ	1	2	3	4	5	6	7
医療法人定款変更認可申請書		①	30	○	○	○	○	○	○	○
定款等の新旧対照表		②⑤～ ②⑦	79 ～102	○	○	○	○	○	○	○
社員総会(社団)又は理事会(評議員会)(財 団)の議事録(写)	注10 △	②⑧～ ③⑩	104	○	○	○	○	○	○	○
現在の定款(写)				○	○	○	○	○	○	○
変更後の定款(案)				○	○	○	○	○	○	○
開設しようとする施設の概要		⑬⑭	63、 64		○	○		○	○	○
周辺図					○	○		○	○	○
平面図 (ビル内の場合はフロア図も必要)					○	○		○	○	○
(賃貸借の場合) 建物の登記事項証明書 賃貸借契約書 (転貸借の場合)上記に加えて、 所有者と賃貸人の原契約書 所有者の転貸借への同意が分かる書類					注1 △	注1 △		注1 △	注1 △	注1 △
(土地・建物所有の場合) 土地の公図 土地の登記事項証明書 建物の登記事項証明書					注2 △	注2 △		注2 △	注2 △	注2 △
管理者となるべき者の就任承諾書	要	⑱	67		○	○		○	○	注4 △
” 履歴書	要	⑲	69		注3 △	○		○	○	注4 △
” 印鑑登録証明書					○	○		○	○	注4 △
” 免許証(写)					注3 △	○		○	○	注5 △
変更後2(3)年間の事業計画(注9)		⑳	70		注6 △	○		○	○	○
変更予算書(注9)		㉑	71 ～74		注6 △	○		○	○	○
抛出(寄附)の申込みを証する書類(契約書 又は申込書)					注7 △	注7 △		注7 △	注7 △	注7 △
抛出(寄附)する不動産の登記事項証明書及 び評価額を証明する書類					注8 △	注8 △		注8 △	注8 △	注8 △
医療法人の概要		㉒	75		○	○	○	○	○	○

(次頁に続く)

法人登記事項 履歴事項全部証明書				○	○	○	○	○	○	○
理事長の原本証明	注 11 △	㉓㉔	76	○	○	○	○	○	○	○
定款変更認可申請書類一式の副本				注9 ○	注9 ○	注9 ○	注9 ○	注9 ○	注9 ○	注9 ○

※ 必要となる書類は、内容により異なる場合があります。

※ (写) を提出する場合は理事長の原本証明が必要です。

○：必要書類 △：必要になることがある書類（注を参照）

注 1：土地又は建物を賃借する場合は必要です。なお、理事が個人所有する建物等を賃借する場合は、理事会において取引の承認を受けたことを証明する書類の添付も必要です。

賃貸借契約期間が 10 年未満の場合、契約期間満了後も再契約を締結するよう努める旨の誓約書の添付をお願いいたします。

注 2：医療法人が土地及び建物を所有する場合は必要です。

注 3：現に開設する診療所の管理者と異なる場合は、必要です。

注 4：附帯業務の開始に伴い、新たな施設を開設する場合は、必要です。

注 5：新たに開設する施設の管理者について、資格要件が法律等で定められている場合は必要です。

注 6：移転先が近隣（隣接地又は同一ビル内）で、事業規模に変動がない場合は、添付を要しません。

注 7：新たな拠出(寄附)がある場合は、必要です。

注 8：新たに不動産を拠出(寄附)する場合は、必要です。

注 9：県担当者の指示を受けて提出してください。正本のコピーを副本として提出いただけます。

注 10：法人の現行定款に基づき、記名押印、署名（捺印）又は電子署名を行ってください。

注 11：医師（歯科医師）免許証の原本証明をする場合は、理事長の押印が必須です。

注 12：事業計画の内容によってはその他の財務関係書類の提出を求める場合があります。

<お願い>

- ・ 申請書類は、添付書類を含め、素案（押印不要）として提出し、県担当者の審査を受けてください。（素案審査）
- ・ 審査後書類が整った段階で、県担当者の指示を受けて必要書類に押印の上、書類を提出してください。（本申請）
- ・ 素案審査は、変更の内容や他の素案提出状況により時間がかかることがあります。特に、診療所の増設や附帯業務の開始等、変更事由が新たな事業の開始の場合、添付書類も多いため、定款変更の事前相談から事業開始までの期間が短いと、定款変更認可が間に合いません。素案は余裕を持ってご提出くださるようお願いいたします。（認可までの大まかな目安は、本手引き内「2-1 医療法人の運営にあたっての各種申請・届出」をご確認ください。）